承継するとき

次の書類を整えて、ご提出ください。
〇必要書類

①霊園使用承継許可申請書
承継理由例　　・前使用者死亡の為
　　・高齢で管理が困難になったため　　等
■「前使用者死亡の為」の場合、亡くなったことを証明する書類が必要です。
・火葬許可証　・除籍

②戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）又は除籍謄本等
前使用者と承継者の名前が載っていて前使用者と承継者の関係がわかるもの

③申出書
申出内容（別紙参照）を記入

④前使用者の霊園使用許可証（ピンク色、２つ折り）

⑤口座振替依頼書（霊園管理料を口座振替にする時。）

⑥住民票（承継者が市外在住の場合のみ必要。）
本籍地の記載が必要です。住所地で請求してください。

⑦委任状（使用者又は承継者以外の方が上記書類を持参して提出するとき）

【使用者が生存している場合、その他】次の書類の提出が必要です。

②戸籍謄本（戸籍の全部事項証明書）又は除籍謄本等
前使用者・承継者・その他承継する権利のある人の名前が載っていて、関係がわかるもの

⑧同意書
祭祀の承継者、現在の使用者（生存承継の場合）、承継する権利のある人等が署名してください。

①～④は、承継手続きをする方全員、提出が必要な書類です。
（④を紛失された方は、書類提出時にお申し出ください。）
⑤～⑧は、該当者のみ、提出が必要な書類です。

※遺骨を埋蔵または改葬する際には、承継手続きとは別に届出が必要です。